第４章の２　担保差入代行先が担保差入先に代わって振替社債等担保差入関係事務を行うことができない場合における取扱い

担保差入代行先が、日銀ネットの障害その他の事情により、日銀ネットにより、担保差入先に代わって振替社債等担保差入関係事務を行うことができない場合には、速やかに、その旨を、担保差入代行口座管理機関の取引主要店および自らを担保差入代行先に設定しているすべての担保差入先に連絡してください。

担保差入代行口座管理機関は、この場合の取扱いについて、日本銀行の指示に従ってください。